

平成29年12月吉日

新潟大栄信用組合

個人番号（マイナンバー）の利用目的変更（追加）について

新潟大栄信用組合(以下、「当組合」といいます。)は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当組合の「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を以下のとおり変更（追加）いたしました。

なお、預貯金口座付番につきましては、平成30年1月1日からの取扱い開始となります。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑥ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・
社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務